

吹田 21 世紀ビジョン

平成 15 年(2003 年) 11 月
吹田市

策定にあたって

地方分権一括法の施行により、地方分権は制度改革の時代から実践の段階へと移行してまいりましたが、地方分権を真に実りあるものにしていくには、市民の意思を反映したまちづくり、すなわち、地域のことは地域で考え、地域で解決するという「自立した地域社会」の実現が重要であります。

本市におきましては、本格化する分権社会を迎え、「新しい時代の新しい地方自治の創造」「魅力と感動の地域個性が光るまちづくり」に取り組んでおりますが、こうしたまちづくりを実現していくには、市民の英知を活かし、市民と行政がパートナーシップのもと、協働してまちづくりを進めていく必要があると考えております。

このような視点に立ち、高齢社会の進行や情報技術の発展、国際化の進展などにより地域社会を取り巻く諸情勢が一層複雑・多様化することが予想される21世紀にあって、市民自らが地域社会の主役であることを実感できる新しい市民参画の試みとして、市民100人委員会や策定委員会を創設し、本市の21世紀のまちづくりについて、市民と行政が共有できる「大きな目標」「さわやかな夢」について検討を重ねていただきました。

本ビジョンは、こうした市民100人委員会や策定委員会における市民との協働の過程を大切にし、とりまとめました。

今後とも、市民・事業者と行政が自らの役割分担と責任を意識し、共に考え、創っていくという協働の理念のもと、市民本位のまちづくりを目指してまいりますので、市民の皆様をはじめ関係各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成15年(2003年)11月

吹田市長 阪口善雄

目次

はじめに	1
第1章 ビジョンの位置付けとテーマの範囲	
1 1 ビジョンの位置付け	2
1 2 テーマの範囲	3
第2章 21世紀にふさわしいまち(総論)	
2 1 新たなる世紀に向けて	4
2 2 21世紀における吹田の可能性	4
2 3 まちづくりの基本的な考え方	5
2 4 21世紀へのメッセージ すべての人が、いきいき、たのしく	6
第3章 個別ビジョン	
3 1 市民自治ビジョン みんなが参画する市民主体のまち	8
3 2 人権ビジョン すべての市民が生き生きと自分らしく暮らせるまち	11
3 3 環境ビジョン 人と人、人と自然が共生するまち	14
3 4 文化ビジョン 多様な文化が交わる躍動感あふれるまち	17
3 5 福祉ビジョン 誰もが健康で安心した暮らしができるまち	20
3 6 教育ビジョン 創造性・豊かな心を育み、人生を楽しむ人があふれるまち	23
3 7 情報化ビジョン 人と人が豊かにつながるまち	26
3 8 経済活性化ビジョン 住みたい、働きたい、訪れたいまち	29
3 9 防災と安全・安心ビジョン コミュニティが支える安全と安心のまち	32
おわりに	35
付録	
用語解説	36

はじめに

まちづくりは、自分達のまちを思う人と人の出会いから始まります。

一人の人間の思いは、人とふれあうことによって輝くようになります。こうして生まれた小さな灯火を、互いの考えの違いを越えてたくさんの人が分かち合えば、やがてみんなの大きな夢となって光り輝くようになります。

いま私たちは、「将来のまちづくりは、現在の私たちの生き方や行動規範に大きく関わる」という自覚と責任をもって、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。地域社会が抱えているさまざまな課題に対して、その一員である市民一人ひとりが主体的に参画し、自らが合意形成に関わり合うことが求められています。これこそ地方自治の原点であり、このような積極的な市民参画のもとに、市民と行政が一緒になって協働し、21世紀に向けてまちづくりを推進していかなければなりません。

そのために何より大切なのは、将来の夢を紡ぐ楽しさと苦しさを市民同士が、あるいは市民と行政と一緒に味わうことです。そうすることによりはじめて、本当に「こんなまちにしたい」と願い、その大いなる目標に向かって決意できる、「まちの将来像」を描くことができるのです。

このような視点に立ち、公募市民による「吹田21世紀ビジョンを考える市民100人委員会」では、1年数ヶ月にわたり、21世紀は「こんなまちにしたい」という願いや思いについて、真剣な検討を重ねながら、多様な思いや異なる意見を自ら調整し、新しい市民参画のひとつの果実として、「吹田21世紀ビジョン100人委員会報告書」をまとめていただきました。

また、市民、学識経験者、行政で構成する「吹田21世紀ビジョン策定委員会」では、100人委員会の報告書の趣旨を尊重しながら、進行する社会問題や逼迫した経済状況の中で生じるであろう課題を見据え、協働の理念に基づいて、それぞれの立場から検討を深め、21世紀の入口に立ち、先行き不透明な中で船出する吹田市の「灯りをともす道標」となるよう、市民と行政が進むべき方向を共有できる「目標」や「夢」を「吹田21世紀ビジョン策定委員会報告書」としてまとめていただきました。

本ビジョンは、市民100人委員会や策定委員会といったビジョン策定に至るまでの新しい市民参画の過程を大切にしながら、「市民こそが地域社会の主役である」ことを実感できる、市民社会の実現に向けての一つの架け橋になることを期待し、とりまとめました。

第1章 ビジョンの位置付けとテーマの範囲

1 - 1 ビジョンの位置付け

地方分権が本格化する21世紀において、「新しい時代の新しい地方自治」を真に実りあるものにしていくためには、市民自らがまちづくりの目指すべき目標を考えていかなければなりません。その目標に基づき、地域の個性や独自性を生み出し、自主的・主体的にまちづくりに取り組み、「市民主体の地域社会」を実現していくことが強く求められています。

21世紀ビジョンは、私たちのこどもの幸せ、孫の幸せを考えた「まちづくりの長期ビジョン」です。およそ15年から20年後の社会状況や、社会を取り巻くさまざまな環境変化などを考慮しつつ、可能な課題についてはさらに長期の視点から検討を加えました。対象範囲も行政にとどまらず、市民・市民団体・地域社会・企業など、まちづくりに関わる広範な主体の果たすべき役割をビジョンの中で描いています。

本ビジョンでは、まちの発展に向けての多面的な潜在力を評価する一方、発展を阻害するであろう諸問題を解決する方向を指し示しています。その上で、「将来こんなまちにしたい」「こんなまちになってほしい」という、私たちの願いや期待を将来世代に伝えるためのメッセージとして明らかにしています。それは同時に、「そのためには私たちは何をすべきか」と自らに問いかけるメッセージでもあります。したがって、長期的な将来像を市民と行政が共有していくことに本ビジョンの本質的な意義があります。

本ビジョンは、「吹田21世紀ビジョンを考える市民100人委員会」で検討した結果を尊重しつつ、市民、学識経験者、職員が協働の理念のもとに「吹田21世紀ビジョン策定委員会」でとりまとめた報告書をもとに策定しました。総合計画などの行政計画の策定にあたっては、本ビジョンを十分参考にするとともに、実施計画や各種個別計画の中で、本ビジョンの進行管理をしていきます。

1 - 2 テーマの範囲

市民自治ビジョン

市民参加の促進、コミュニティ活動の活性化、まちづくりを担う人づくりなどについて述べています。

人権ビジョン

自分らしい暮らし方が実現できることを目指し、多様な人権問題への対応や男女共同参画社会づくりについて述べています。

環境ビジョン

自然環境の保全、循環型社会の構築、生活型公害などへの取り組みなどについて述べています。

文化ビジョン

歴史的文化の保全と活用、まちなみ景観、新しい芸術・文化、生活文化などについて述べています。

福祉ビジョン

市民の実態・ニーズにあった児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、保健・医療などのあり方について述べています。

教育ビジョン

幼児教育、学校教育(中学校まで)と生涯学習、青少年の健全育成などの社会教育について述べています。

情報化ビジョン

情報化が切り拓く新しい可能性にスポットをあて、それをいかしたまちづくりや、その活用について述べています。

経済活性化ビジョン

地域と産業が調和したまちづくり、起業家の育成などの新しい経済活動への挑戦などについて述べています。

防災と安全・安心ビジョン

大規模震災などの災害に強い地域づくり、日常生活に身近な安全・安心を含めたまちづくりなどについて述べています。

* 扱わなかったテーマについて

本ビジョンでは、市民の生活質の向上や望ましい社会システムの構築といった視点にたち、特に関連が深いと思われる上記の分野について述べていますが、ここでテーマとして扱わなかった都市計画や交通などの主に都市のハード面でのまちづくりについても、このビジョンの将来像や市民生活の姿を参考にしていきます。

第2章 21世紀にふさわしいまち(総論)

2 - 1 新たなる世紀に向けて

(1) 21世紀は歴史の大転換点

科学・経済・産業の発展と人間性の解放をもたらした20世紀は、世界規模の戦争、地球生態系の危機、共同体や人間性の破壊など、多くの負の遺産を生みだしました。21世紀の入口に立つ私たちは、人類の明るい未来に向けて、20世紀の枠組みを大転換させなければなりません。それは、平和・民主主義・人権・環境といった人類共通の価値に向けて、一人ひとりが主体的に関わり、個性的で多元的な市民社会をつくりあげていくことに他なりません。

(2) 物質的な豊かさと精神的な豊かさ

わが国のまちづくりでは、人口や産業の増大、市街地の拡大、社会資本の整備を通じて都市の発展を図ってきました。ところがその一方で、自然や景観を破壊し、歴史的な空間や地域の特色を消失させ、ひいてはまちの個性や文化的な拠りどころを見失ってきました。これでは、物質的には豊かになったものの、精神的に豊かになったとはいえません。

(3) 市民社会の実現を目指して

私たちは、「経済一流・生活二流」と呼ばれたライフスタイルを改め、産業的な社会資本から生活的な社会資本の充実へと、まちづくりの方向を大きく変えなければなりません。精神的な豊かさを拡大するため、物質的繁栄と引き換えに失ったさまざまなものを再生し、地域の持つ文化や個性を回復・高揚させていく必要があります。そして、公共心と自立心にあふれた市民によって構築された市民社会を実現していかなければなりません。そのために、地域を担う市民の育成と「市民と行政の協働の過程を大切にしたいビジョン」が今ほど求められている時はありません。

2 - 2 21世紀における吹田の可能性

(1) 万博の杜と学術研究機関のまち

私たちのまち吹田は、地理的条件や交通の便に恵まれ、進んだ都市整備とあいまって、優れた郊外都市として発展してきました。豊かな住環境を誇り、緑多いベッドタウン、人の温もりを残す伝統的市街、活気あふれる商業地区など、多彩な魅力を持ったまちです。総合大学、研究・医療機関、大規模公園などの文化・レクリエーション施設も多く、近隣都市の文化拠点としての役割を担っています。また、こうした優れた都市環境が惹きつける豊富な人材が、吹田の最大の財産となっています。

(2) 日本の郊外都市の先駆的存在

大正時代の田園都市開発や戦後のニュータウン建設など、郊外都市の先駆けとしての役割を吹田は果たしてきました。現在では、成熟化に伴い生じた新たな郊外都市の課題に直面し、新旧市

街地の住環境格差も問題となってきました。その一方で、豊かな市民生活を創造するためのさまざまな取り組みがなされ、市民の市政参画においても特色ある取り組みを積み重ねてきました。これからは都市の発展と市民社会の実現の両面において、郊外都市の先駆的存在として発展しつづけていくことが求められています。

(3) 新しい都市コミュニティづくり

恵まれた地理的条件と豊富な人材を擁する吹田では、多様な市民をまちづくりへと導き、21世紀にふさわしい都市コミュニティをつくり上げる力があります。さらに、まちづくりや個性豊かな地方文化の創造において、豊富な学術研究機関との連携が期待でき、大阪都市圏の一大文化拠点としての高い潜在的能力をもっています。そして何より、まちづくりの先駆的存在として「新しい吹田方式」を築き上げることが期待されています。

(4) まちづくりの新しい扉を開く

21世紀には「市民と行政の協働によるまちづくり」を願望ではなく現実のものにしていかなければなりません。そのためには、まちづくりの基本理念を確立し、21世紀にふさわしい枠組みを築き上げる必要があります。そして、すべての市民が共有でき、実現に向けての体制や仕組みの構築を促す目標像(ビジョン)を打ちたてていかなければなりません。市民と行政の協働による21世紀ビジョン策定のプロセスは、まちづくりへの市民参画の先駆都市としての新たな扉を開くものとして意義を有するものであり、一層の発展を図ることが必要です。

2 - 3 まちづくりの基本的な考え方

(1) 市民主体の地方自治を

ようやく本格的な地方分権時代が到来し、中央主導型の地方自治から自主性・自律性を基礎とした地方自治の時代へと大きく変わろうとしています。これは単に権限や財源の一部を国から地方自治体にわたすというのではなく、主体的で自律的な地方自治をつくりあげるための、長い歩みがスタートしたと捉えるべきでしょう。今後とも、多様な市民の意思を反映した総合的なまちづくりの推進のために、自治体運営の仕組みや制度を市民自治の一層の拡充に向けて努力していく必要があります。

(2) 誰もが自分の幸せを追求できる

「量的拡大」から「質的多様化」へと人々のニーズが大きく変化する中、経済一辺倒から本当の豊かさへと、まちづくりの方向を大きく転換させていく必要があります。まずは、都市化の過程で失ったさまざまなものを再生しつつ、都市の持つ魅力を高揚・活性化させていくことが求められています。そして、生活の質の向上に向けて投資を集中させ、誰もが幸せを追求できる平等で生きがいのあるまちを目指していかなければなりません。市民にとって本当に住みよいまちづくりは、市民自らの参画なくしては達成できません。

(3) まちづくりを市民の手に

これから最も大切なのは、市民自治を一層広げ、多様な市民が多様な形でまちづくりに参画す

ることです。そして、一人ひとりの市民がまちづくりの主人公として責任を持つ気概と決意を持つことが大切です。地域を知り、地域を愛し、地域に誇りを持つことによって、魅力あるまちづくりを築き上げることができるのです。

2 - 4 21世紀へのメッセージ

(1) 市民自治先進都市を目指して

私たちは、21世紀を通じて「市民自治の先進都市すいた」を目指していきます。そのために、自立した市民がさまざまなネットワークを結びあい、多彩なコミュニティづくりを行っていくことが必要です。市民、行政、地域、学校、企業、NPO などのさまざまなまちづくりの主体が連携しあい、多様なチャンネルを通じてすべての人がまちづくりに参加できるよう、新たな推進体制とシステムを構築していきます。それによって、市民とまちの双方を活性化させ、21世紀にも持続的に発展できる都市を実現していきます。

(2) 市民が創るまち

まちの主人公は一人ひとりの市民であり、自分達のまちは自分達で考え、自分達でつくりあげていかなければなりません。誰もがまちの中にいかされる場を持ち、多様な市民が積極的にまちと関わりあうことによって、まちは活気と輝きを持続することができます。生き生きと輝いている人が満ちあふれ、すべての人がそれぞれの個性や立場で自分や地域の幸せを追求し、いつまでも自分らしく楽しく暮らせるまちをつくっていきます。そんな21世紀に向けての願いをこのメッセージに託したいと思います。

市民が創るまち **－すべての人が、いきいき、たのしく－**

(3) こんなまちにしたい

みんなが参画する市民主体のまち

市民が、これからのまちづくりの担い手として、様々な場面においてまちづくりに参画し、行政との役割と責任を分かち合う「協働のまちづくり」を進め、自立した市民社会と地方分権の実現を目指します。

すべての市民が生き生きと自分らしく暮らせるまち

人権が尊重され、男性も女性も、高齢者も子どもも、障害者も健常者も、日本人も外国人も、同じ市民として自分らしい暮らし方と社会参画が実現されていることを目指します。そのために、多様な人権問題への対応を進めるとともに、男女共同参画社会の実現を目指します。

人と人、人と自然が共生するまち

人間も生態系の一員として多様な生命のつながりと循環の中でいかされているという、共生の思想を大切にします。地球環境の中での共生、未来世代との共生、地域社会の中での共生など、あらゆる場面において共生の思想を根幹として、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

多様な文化が交わる躍動感あふれるまち

人々の多彩な文化が出会い、交流し、相互作用を重ねながら新しい文化を生み出していく、文化の多様性とダイナミズム(躍動感)あふれるまちを目指します。市民一人ひとりが自らの住むまち

で文化を享受し、自分らしく生き生きと楽しく過ごすことができる文化都市の形成を目指します。

誰もが健康で安心した暮らしができるまち

誰もが健康で心が安定し、自立した生活を目指して、生きがいのある生活を送れるまち。そのために、行政がコーディネーターの役割を果たし、ニーズとサポーターとをつなぐ暖かいネットワークが有効に働くまちを目指します。

創造性・豊かな心を育み、人生を楽しむ人があふれるまち

人にやさしい・心豊かな人づくり、創造性豊かな人づくり、社会の動向に対応できる人づくり、健康の維持・向上、文化・教養・趣味、ボランティア活動などを通じて、人生を楽しむ人たちが学校・家庭・地域のネットワークで創られているまちを目指します。

人と人が豊かにつながるまち

すべての人々の社会参加を促し、顔の見える関係と暖かみのあるコミュニケーションを大切にしながら、まちづくりを主体的に担う市民のネットワークを構築していきます。さまざまな情報の共有により互いに支えあうとともに、情報化を通じて生活の豊かさの向上と地域振興を目指します。

住みたい、働きたい、訪れたいまち

暮らす、働く、利用するさまざまな人が生き生きと混じり合える、地域と産業が調和した、都市の魅力と活気があふれるまちを目指します。新しい経済活動への挑戦と、経済活動を支える人とネットワークにより、誰もが地域社会・経済の担い手として活躍できるまちの実現を目指します。

コミュニティが支える安全と安心のまち

「災害に強いまちづくり」や「安全な暮らしができるまちづくり」に向けて、市民と行政が協働の理念のもとに連携し、強いコミュニティ・ネットワークを構築することにより、「安全と安心のまちづくり」を目指します。

第3章 個別ビジョン

3 - 1 市民自治ビジョン みんなが参画する市民主体のまち

1. 現状と課題

21世紀においては、市民が自らの意思に基づき、地域の課題を自主的に解決する「市民自治社会」の実現が期待されています。

(1) 地方分権時代の到来

地方分権一括法の施行を契機に、本格的な地方自治の時代が始まろうとしています。市民の間では市政への参画意識や自治を担う気概が高まりつつあり、行政は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っていかなければなりません。それには何より、必要な情報がまち全体で共有され、共通の理念や目標を抱き、市民の知恵やエネルギーをまちづくりにいかす仕組みや制度を整備していくことが重要です。

(2) まちづくりの主体の多様化

地域の課題は複雑化・多様化する一方であり、多様な市民や団体が協力しあって課題解決にあたっていかなければなりません。市民やその代表である議会はもちろんのこと、自治会をはじめとするコミュニティ組織、行政や企業とともに社会的役割が期待されるボランティア・NPOなど、まちづくりの担い手は多岐にわたっています。これらの多様なまちづくりの主体が、それぞれの役割や責任を認識し、対等の立場で協働のまちづくりを進めることが求められています。

私たちのまちでも、市民自治社会の実現に向けての環境が少しずつ整いつつあり、これからさらに取り組みを加速させ、21世紀に大きく花開かせていかなければなりません。

2. 基本的な考え方

みんなが参画する「市民主体のまちづくり」

市民が、これからのまちづくりの担い手として、あらゆる場面においてまちづくりに参画し、行政との役割と責任を分かち合う「協働のまちづくり」を進め、自立した市民社会と地方分権を実現していきます。

(1) 市民自治の骨格づくり

新しい地方自治を進めるための基本となる「まちづくりの理念」を確立し、すべての市民で共有していきます。その理念に基づき、まちづくりに対する市民の意思表示や合意形成ができる多様なシステムを整備していきます。

(2) 誰もが市政に参画できるシステム

市民参画を促進し、実現するために、必要とされる行政情報を公開・提供し、市民と共有していきます。政策立案、事業推進、成果評価などの過程に、誰もが参画できるシステムを構築し、あわせて市民が参画しやすいように行政の組織体制と運営方法を改善していきます。

(3) 生き生きとしたコミュニティ活動

自らの合意に基づき市民が主体的に行動することを通して、コミュニティ活動を活性化していきます。それに対して行政は、自主性を尊重しつつ適切な支援を行います。また、地縁型組織とテーマ型組織をネットワークすることにより、地域の活性化を促進します。

(4) 市民・企業・行政のパートナーシップ

市民・企業・行政のパートナーシップによる「協働のまちづくり」を目指します。そのため、ボランティアやNPOなどの「市民公益活動」を促進させる仕組みづくりや、活動促進のための環境整備を、市民の参画のもとに実現していきます。

(5) まちづくりを担う人とネットワーク

市民や職員は自らの責任を自覚し、協働のまちづくりへ向けた意識や能力の向上に努めます。さまざまな市民や組織がまちづくりに参画できるよう、人々のネットワーク化や情報交換を進め、地域のコミュニケーションを強化していきます。

3. 取り組みの方向

(1) 市民自治の骨格づくり

基本理念の確立と共有

地方分権の時代の新しい地方自治の理念を条例やビジョンとして明文化します。さまざまな活動を通じて市民と行政とで理念や目標を共有し、さらに時代とともに洗練させていきます。

意思表示と合意形成の新たな手段

市民のまちづくりに対する多様な意思表示や合意形成の方法を検討し、社会環境や市民のニーズの変化に応じて、市政のシステムに組み込んでいくことを目指します。

(2) 誰もが市政に参画できるシステム

市民の市政への参画システムづくり

市民がまちづくりに主体的に参画するための基本的な仕組みを、条例などの制度面と組織体制の両面で確立していきます。審議会などへの公募された市民委員の参加機会を保障し、市民会議や懇談会などの参加機会を拡充します。市政を評価するシステムをさらに発展させ、効率的で透明性の高い行政運営の実現を目指します。

組織体制の点検と整備

市民が市政に参画しやすくするために、組織や業務の点検・整備をしていきます。縦割りの弊害をなくし、関係組織の横断的な連携や協力体制を強化させ、意思形成の過程を市民と行政が共有できるよう努めます。

(3) 生き生きとしたコミュニティ活動

市民主体のコミュニティ活動

地域の課題に取り組む自治会をはじめとする「地縁型活動」と、特定の社会課題に取り組むNPOなどの「テーマ型活動」を市民が主体となって活性化を促進します。

コミュニティ活動の促進支援

行政は、市民の自主性を損なわないように配慮しながら、コミュニティ施設の機能整備、配置バランスの是正、役割分担、連携強化を行い、コミュニティの発展に必要な条件を整備します。同時に、施設の運営への市民の参画機会を広げていきます。また、市民に最も身近な自治会などへの加入の促進と運営の活性化を図ります。

地域活動のネットワーク化

地縁型活動とテーマ型活動の連携や協働を深め、地域コミュニティと市民生活の両面に關わる課題が有機的に解決できる市民のネットワークをつくっていきます。

(4) 市民・企業・行政のパートナーシップ

市民公益活動の促進と環境整備

ボランティアやNPOなどの「市民公益活動」を促進するため、企業や行政は、基本的な仕組みを制度面と組織体制の両面で確立していきます。さらに、市民公益活動を促進するための指針や基本施策を策定し、活動の促進と支援のための環境整備を行います。

支援施策への市民参画

審議会等の市民参画を進め、幅広い市民や団体が市民公益活動の促進に関する施策の審議や提言ができるようにしていきます。

(5) まちづくりを担う人とネットワーク

市民の意欲と課題解決力の向上

さまざまな市民層をネットワーク化し、相互の情報交換や学習活動を通じて、まちづくりを担う意欲と資質を育てていきます。まちづくりの実践活動や学習機会を活用し、市民の自主的・自律的な課題解決力を向上させていきます。

職員の意識改革と能力開発

職員は、市民活動の現場に積極的に接し、ワークショップや市民会議をはじめとするさまざまなまちづくりの進め方の研修や実践を積み重ねていきます。それにより、協働のまちづくりに向けての職員の意識改革と能力開発をしていきます。

地域のコミュニケーションの強化

市民がまちづくりを目的に集い、情報交換、会議、作業などができる場を確保していきます。インターネットや電子メールといった、ITを活用した情報の受発信や情報の活用能力の向上に努め、地域のコミュニケーションを強化していきます。

文化・世代を超えたまちづくり

外国人をはじめ多様な市民が持つさまざまな市民文化を、まちづくりにいかしていきます。子どもを含め次代を担う若い世代の意見を取り入れ、世代を超えたまちづくりを目指します。

3 - 2 人権ビジョン 全ての市民が生き生きと自分らしく暮らせるまち

1. 現状と課題

最大の人権侵害である戦争を数多く体験した20世紀は、世界人権宣言などの人権を保障する国際的な取り決めや憲法の制定を通じて、その実現のための努力が行われた世紀でもありました。21世紀を真に豊かな世紀とするには、これらのルールや吹田市の「非核平和都市宣言」の精神をいかし、私たちが築き上げたこれまでの社会を見直し、平和で豊かな人権意識が息づき、あらゆる市民が生き生きと自分らしく暮らせるまちづくりが必要となっています。

(1) 多様な人権問題への対応

私たちはこれまで、「人権教育のための国連10年吹田市行動計画」を策定し、同和問題や、障害者、女性、高齢者、子ども、外国人などの問題について、人権に留意した取り組みを進めてきました。しかし、私たちの周りには児童虐待や年齢、性別による差別など日常生活の中にさまざまな人権問題があります。

国際化が進展するこれからは、外国人も含めたすべての市民の人権の尊重が、法の下での平等や基本的人権の理念に基づいて日常生活の中で具体化されるよう、市民と行政が一体となって取り組んでいかねばなりません。そのためには、生活と権利を擁護するさまざまな取り組みとあわせて、市民一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、人権尊重の風土を築き上げていくことが何より大切です。

(2) 男女共同参画社会づくり

憲法で男女平等がうたわれさまざまな法整備が進んだにもかかわらず、労働の場や社会制度、慣習などに根強く差別が残っており、暴力による人権侵害も起きています。

一方、少子高齢化の進展や経済状況の変化など私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、21世紀を見据えて、これまでの社会のあり方や固定的な男女の役割分担を見直す必要性が提起されています。長時間労働の中で「仕事中心」にならざるをえない男性にとっても、「家事・育児」などを主に担ってきた女性にとっても、家庭と職場、地域等における活動の両立を実現させる社会づくりが急務となっています。特に、市外通勤が多いことともあいまって、男性の家庭・地域生活の参画が少なく、また、働く意欲を持ちながらも女性の就労率が低い吹田では、あらゆる分野での男女の共同参画が大きな課題となっています。

2. 基本的な考え方

人権が尊重され、男性も女性も、高齢者も子どもも、障害者も健常者も、日本人も外国人も、同じ市民として自分らしい暮らし方と社会参画が実現できる社会を目指します。

(1) 多様な人権問題への対応

国際的な人権規定や憲法の普及に努めるとともに、身近な場で人権尊重について学ぶ機会を充実させ、高い人権意識を育てていきます。そして、あらゆる差別意識の解消に努め、お互いを知り、認めあうことができる社会をつくりまします。

高齢者や障害者の人権問題については、高齢者保健福祉計画や障害者計画の推進を通じて取り組みを進めます。近年特に深刻さを増している子どもの問題に対しては、いじめや親などからの虐待をなくし、子どもの人権尊重を目指します。さらに市民主体による広範な国際交流活動を推進し、多様な文化を理解しあう意識を育てます。

そして、誰もがともに社会参画できるまちを目指します。

(2)男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現を目指す条例や男女共同参画プランの普及・啓発に努め、個人の尊厳と男女平等を基礎として、自分らしい生き方を束縛する固定的な性別役割分担を解消し、社会制度や慣行を見直していきます。女性に対するあらゆる暴力をなくし、人権を尊重します。また、性別にかかわらず家庭生活とその他の活動が両立できる環境を整えます。そのために具体的な取り組みについて、市民、行政、事業者の協働の下に計画的に進めていきます。

3. 取り組みの方向

(1)多様な人権問題への対応

すべての市民が生き生きと輝くまちを目指します。

人権意識の高揚

教育や保育、地域、家庭、職場のあらゆる場で市民・行政・企業などが積極的に関わり、世界人権宣言、子どもの権利条約、女子差別撤廃条約、憲法などの普及を進めていきます。人権侵害に対しては相談体制の充実を図り、救済や援助に努めます。

地域ネットワークの形成

学校、公共施設、地域での行事などに積極的に高齢者や子どもたち、外国人などが交流できる取り組みを行います。さらに高齢者や障害者を支える地域福祉ネットワークや、学校・家庭・地域が連携した子どもを守るネットワークを形成し、地域から差別や虐待をなくします。そしてそれらを通じて、それぞれの生き方や文化を学びあい、生きる力を育みます。

地域社会活動への参画

暮らしに関わるさまざまな地域活動が行なわれていますが、子育てや介助が必要なため参加できなかったり、十分な情報が伝わっていないため、知られていないこともあります。子育て中の人の社会参加を支援する一時保育制度や、障害者や高齢者に対するボランティア支援制度などの充実を図ります。またそれぞれが抱えている状況に応じて、誰もが吹田市民としてまちづくりに参加できるよう、必要な情報と場の提供に努め、仕組みを整えます。

(2)男女共同参画社会づくり

誰もが人間らしくゆとりを持って働き、暮らすまちを目指します。

慣習・慣行の見直しと固定的な性別役割分担意識の解消

根深く残っている固定的な性別役割分担意識を解消するために、体験型の学習に取り組み、

男女双方に対し啓発を進めていきます。さらに、すべての学校・園において固定的な役割分担がされていないか点検し、見直しを行い、地域・職場などで慣行にとらわれることなく共同参画が進むよう、啓発活動を展開します。

就労における男女平等の推進

雇用の場における実質的な男女平等が進むよう、男女雇用機会均等法を啓発していきます。育児休業や介護休業制度を普及させ、男女ともに制度を活用できる職場環境づくりを目指します。

また、在宅の女性や中小事業所に働く女性などが能力や技術を修得できるよう、専門講座などを充実させ能力開発を支援します。さらに、起業する女性に対して情報の提供やネットワークづくりなどへの支援を行います。

仕事と家庭生活の両立

職場や社会制度の面において、男女がともに仕事と家庭生活を両立できるよう、労働時間の短縮を求めるとともに、保育所の待機を解消し保育内容を充実させます。介護保険サービスの基盤を整備し、誰もが利用しやすい制度を普及させます。さらに、地域のボランティア活動やNPOなどの市民活動と介護事業者とを連携させ地域介護のネットワークをつくります。

また、生活面での自立を促すために、男性の料理教室や育児教室などを充実させ、誰もが家庭生活に必要な技術能力が身につくようにします。食事づくりは、食材を通して環境や健康にも目を向ける機会となり、家庭生活を共同でつくる基礎ともいえます。すべての子どもたちが料理ができるよう、学校、家庭、地域で取り組みを進めます。

女性の生涯を通じた健康の保持・増進

女性は、生涯のそれぞれの段階において、男性とは違う健康上の問題に直面することから、生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方に基づいた啓発、健康支援に取り組みます。

また、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

女性へのあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力が人権侵害であることを明確にし、セクシュアル・ハラスメントの防止を含めてあらゆる暴力を防止していきます。また、行政の相談窓口の充実を図り、市民やNPOと行政との連携を深め、被害女性を援助していきます。加害者の暴力防止の取り組みについても専門機関と連携して進めます。

政策・方針決定過程への女性の登用

各種審議会などへの女性の参画率を高め、市や学校の管理職についても女性の登用を図るなど、市が率先して女性の登用を進めます。また、リーダー養成や男女共同参画にかかる学習機会の拡充などを通して人材育成に努め、企業での女性の管理職登用については、研修会などの取り組みにより働きかけを行います。

3 - 3 環境ビジョン 人と人、人と自然が共生するまち

1. 現状と課題

(1) 自然環境

水田や竹林、ため池、雑木林を含んだ里山は吹田の原風景といえます。それは生産の場であるとともに、多様な生物の生息環境として、また大気浄化機能をもつなど、さまざまな恩恵をもたらし、人々にやすらぎを与えてくれる心のふるさとでした。経済成長に伴う開発の波によって、このような自然環境は次々と姿を消していきましたが、近年になって改めてその多元的な価値が認識されつつあります。

(2) 循環型社会

2000年には「循環型社会形成推進基本法」が制定されるなど、循環型社会への転換に向けた社会的コンセンサスが整いつつあります。その一方で、都市型生活をもたらす大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルからの転換が容易ではありません。身近な廃棄物問題では、既に市のごみ処理能力は限界に来ており、早急な対策が求められています。また、私たちの生産・消費行動が地球温暖化、オゾン層破壊、森林破壊と生物種の減少、酸性雨、資源・エネルギー問題などの地球規模の環境問題に直結していることが認識されつつあります。

(3) 生活環境

従来の産業型公害は改善の方向にあるものの、自動車公害や騒音・悪臭など、生活者自身が被害者になり同時に加害者にもなり得る都市・生活型公害が特に問題となってきました。また、ダイオキシン類や環境ホルモンなどに代表される有害化学物質による汚染などもクローズアップされ、私たちを取り巻く環境リスクは多様化し、ますます複雑になっています。

(4) 計画の推進と市民参画、環境教育

これまで環境問題に関する先進的な計画の整備を図ってきましたが、私有財産権による制約などにより、様々な課題が残されています。市民の環境に対する関心は比較的高いものの、環境問題への取り組みは十分な成果をあげるには至っておらず、更なる環境教育の充実が求められます。

2. 基本的な考え方

基本理念：「人と人、人と自然が共生する循環型のまちづくり」

心豊かな生活は、個人あるいは人間だけの豊かさの追求だけでは達成できるものではありません。その実現のためには、人間も生態系の一員として多様な生命のつながりと循環の中でいかされているという、共生の思想を大切にしていかなければなりません。生物多様性という観点ばかりではなく、地球環境の中での共生、未来世代との共生、地域社会の中での共生など、あらゆる場面において共生の思想を根幹として持続可能な循環型社会の実現を目指します。

そのために、一人ひとりが周囲の環境に対する開かれた感受性を持ち、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会システムやライフスタイルを見直していきます。

また、経済的価値に偏りがちだったこれまでの暮らし方やまちのあり様を見直し、環境の観点をすべての基本にした「環境先進都市・吹田」を目指します。

3. 取り組みの方向

(1) 自然環境

みどりと水辺の保全と創造

・みどりと水を中心に多様な生き物が関わりあって生態系を形作る豊かな自然を、地域に住む人々の手によって守り、育てていきます。まとまった緑地、公園、河川、ため池などを拠点に、水田や畑を生かし、市民緑地、緑地保全地区、保護樹木などの制度を活用しつつ、学校や社寺のみどり、住宅の庭や生垣、ビルの屋上緑化、道路の植栽、ポケットパークなどを結んで、「ビオトープネットワーク」の観点から整備を図っていきます。

・自然の生態をできるだけいかした近自然型の公園・親水型の河川・池などの整備を進めます。

・農地など私有緑地の自然環境を保全活用するために、農地の維持を困難にしている後継者難や制度上の問題点についても検討を行っていきます。また、市民農園や農業体験、市民による里山保全など、農地・緑地の保全や活用のための市民参加・交流を進めます。

生物多様性の保全

・市内に生息する動植物の生態調査を行い、その生息環境を保全・再生します。その際本来の生態系を攪乱する移入種の流入を防いで、在来種を保存することに努めます。また個々の種としてではなく、多様な生物が連鎖して生息できる生態空間として保全するよう留意します。

(2) 循環型社会

ごみの減量

・市民、事業者、行政がともに使い捨てを許さず、ごみの発生抑制(リデュース)に努めます。そのために、一人ひとりが、「グリーンコンシューマー(環境のことを考えて買い物をする消費者)」として行動していくことも大切です。

・フリーマーケットやレンタルショップの活用、リターナブルびんの利用など、資源の再使用(リユース)を図ります。また修理できるものはできるだけ修理して使うことも大切です。

・ごみの分別収集をさらに徹底するとともに、集団回収や生ごみの堆肥化など、資源の再生利用(リサイクル)に努めます。

・事業者は循環型社会形成推進基本法に則り、製品が廃棄処理、リサイクルされるまで責任を持つという責務を果たし、ごみの減量に努めます。

・取り組みにあたっては、市民や事業者の公平な負担のあり方や、環境共生・循環型都市吹田(「ごみゼロ吹田」)に向けての創意工夫あふれる仕組みづくりを検討していきます。

地球環境の保全

・日常生活の中では実感しにくい地球環境問題について、情報公開を進め、私たちの生活とどのような関わりを持っているのかを意識できるようにします。あわせて、市民一人ひとりが企業や行政の活動にも影響を与えることのできるグリーンコンシューマーとして行動し、地球環境保全への

取り組みを強めます。

(3) 生活環境

自動車公害への取り組み

・ディーゼル車規制や低公害車の導入促進などに加え、アイドリングストップやノーマイカーデーの推進、パークアンドライドや自転車シェアリングなど、環境に負荷の少ない交通手段の利用促進を図り、脱車社会の「歩いて暮らせる吹田」を目指します。

騒音・悪臭への取り組み

・用途地域の見直しや土地利用の最適化といった都市計画レベルの大きな視点からも検討を行っていきます。

新たな環境問題への取り組み

・新たな有害化学物質などによる環境汚染に関して、情報の共有化を図り、環境リスクの低減に努めます。

(4) 計画の推進と市民参画、環境教育

各種条例・計画の推進

・吹田市の「環境基本条例」、「環境基本計画」、「みどりの基本計画」、「豊かなみどりの創出に関するマニュアル」、「廃棄物(ごみ)減量基本計画」などを推進します。それぞれ定量的目標や目標達成年限、達成度評価規定などを設けて、実効性のある施策を進めます。

・景観権や環境享受権という考え方の普及に努めていきます。

・後継者が農地や生産緑地を相続した後も、容易にその維持・保全が可能となるよう、制度の検討を行います。

市民参画とパートナーシップの推進

・あらゆる場面で、環境保全の活動への市民参画を進めます。行政、事業者、研究者などもそれぞれの立場から、環境保全活動を積極的に推し進めます。また、各々が連携して、それぞれの強みをいかした相互補完的なパートナーシップを築きます。

・各地域に、日常的な環境保全・活用・学習のための市民組織を育成し、地域住民の誰もが主体的に参加できるようにします。そこでは地域での開発計画などに関して、その計画段階から協議を行えるようにします。

・市民、行政、事業者、研究者などが進める環境保全活動を支援する仕組みづくりを進めます。行政は、市民や事業者などとの協働を進め、環境に関する情報の収集と発信、財政的支援、人材の育成、活動場所の確保などを担います。

環境教育の充実

・環境問題とその保全活動に関する積極的な情報公開が必要です。その上で、市民、行政、事業者などとの協働を進め、なかでも各地域と学校との連携を強めていきます。総合の学習などで地域の市民が学校に教えに行く、学校ビオトープを市民に開放する、学校の方から地域で行われている環境保全活動に関わる、といった相互乗り入れを図り、両者の実践力とパートナーシップを強めることによって、子ども世代からの環境意識を高めていきます。

・公民館や自治会、「リサイクルプラザ」の諸講座や「すいた環境教育フェア」などを活用して、自然環境や公害、ごみなど広く環境問題に関する学習の機会を拡充するとともに、その成果を日常生活の中にかし、環境保全活動に自発的に参加する実践的な学習へと発展させていきます。

3 - 4 文化ビジョン 多様な文化が交わる躍動感あふれるまち

1. 現状と課題

21世紀を迎えた今、私たちはあふれるモノに囲まれながら、人と人のつながりが希薄になり、心のゆとりを失いつつあることに、気づかされるようになりました。そんな私たちが心の豊かさを回復するために、今ほど文化の持つ価値が求められている時はありません。

大都市大阪に隣接する吹田市は、江戸時代以前から続く歴史的まちなみ、千里ニュータウンの整然とした近代的まちなみ、江坂周辺の新しいビジネスや文化が集積する現代的なまちなみなど、多彩な顔を持っています。また、交通の便のよさや、緑の多い快適な住環境というイメージ、さらに大学や博物館・メイシアターなど学術研究機関や文化施設が多く存在することもあり、さまざまな文化的背景を持った多彩な人々を惹きつけています。

しかしその一方、開発の波の中で貴重な歴史的まちなみは消え、自然景観や眺望景観が失われて、画一的で潤いのないまちへと変貌しつつあります。また多様な文化的資源も十分にかかされているとはいえません。

2. 基本的な考え方

活気あるまち・吹田に集まる人々の多彩な文化が出会い、交流し、相互作用を重ねながら新しい吹田の文化を生み出していく、そのような文化の多様性と文化的ダイナミズム(躍動感)のあふれるまちを目指します。

そのために、歴史・景観・芸術文化のほか、各分野における吹田独自の文化財の保全や文化活動の活性化に努めます。そして新しい市民文化を創造するために、専門家をいかし、そのことに携わる人々への支援を強めつつ、市民との交流を進めます。

このようにして、市民一人ひとりが自らの住むまちで文化を享受し、自分らしく生き生きと楽しく過ごすことができる文化都市・吹田を形成していきます。

(1) 歴史的文化の保全・活用と創造

私たちの心の拠りどころとなり、やすらぎをもたらしてくれる歴史的建造物や伝統芸能、地域で育まれてきた祭や伝統行事、また比較的新しく作られながら文化遺産として定着してきた近代建築物など、吹田の先人達が遺してくれた貴重な歴史的文化遺産を保全します。さらに、現代の文化との融合を図りつつ、将来にわたって継承すべき新たな文化を創造していきます。

(2) 地域の特色あふれるまちなみづくり

みどりの確保を最重点に、面としてのまとまりや眺望景観の保全にも配慮しつつ、地域ごとの特色をいかしたまちなみづくりを進めていきます。また、誰もが自由に活動できる交流の場や憩いの場、新しい文化の表現の場を設け、人々が生き生きと暮らす文化都市を創造していきます。そのことによって、さらに多彩な人々を惹きつける豊かな住環境をつくり出していきます。

(3)新しい芸術・文化の創造

市内在住の多彩な芸術家・文化人、多くの文化施設や専門機関など、吹田の持つ文化力を活用しながら、まちのいたるところで芸術・文化のあふれるまちづくりを進めます。

(4)新しい生活文化・市民文化の創造

生活文化、学術文化、メディアアート、国際文化交流など、さまざまな文化活動の活性化を図ります。また、それら相互の交流・融合に努め、新たな市民文化の創造を図ります。

(5)文化活性化のための人と仕組みづくり

文化活動を支援し、文化を担う人を育てるために、市民、芸術家、文化人、行政、企業などからなる協働の仕組みづくりを進めます。また、あらゆる分野において芸術・文化的な観点を取り入れ、魅力あるまちづくりを進めていきます。

3. 取り組みの方向

(1)歴史的文化の保全・活用と創造

- ・地域の特徴を代表するものを歴史遺産として認定し、周辺もまちなみと調和させながら、面としての保存に取り組みます。消失した遺産は、石碑などの形で事跡を残し、広報活動を充実させます。
- ・伝統的民家の中にギャラリーやホールを設けるなど、観光資源としてだけでなく文化活動ができるものとして、歴史的文化財を市民や専門家の意見を反映しながら整備します。
- ・竹林を生かした芸術活動や吹田くわいをういた食文化のイベントなど、歴史的資産を活用しつつ、新たな文化・芸術活動を展開します。そのようにして、私たちの手で後世に継承されるべき新たな有形・無形の文化遺産を創造していきます。
- ・歴史・文化の研究・蓄積・広報の拠点として博物館を充実させ、その認知度・利便性の向上を図ります。歴史・文化遺産の保全・保護に関わる審議については市民への公開や市民参画を実現します。

(2)地域の特色あふれるまちなみづくり

- ・都市における景観の公共性を規定した「吹田市都市景観形成基本計画」の推進を図ります。
- ・保全された歴史的資源を核にまちなみを整備していくために、地区計画や建築協定などを推進していきます。
- ・統一感のある心なごむ景観形成(地域特有の景観や優れた眺望点の確保、みどりや親水的な水辺の維持・創造)のため、関係地域に居住する市民によるルールづくりとその活用を進めていきます。
- ・人々が自由に集い、文化活動が行えるオープンスペース(公共的空間)の確保に努めます。
- ・生産の場であるとともに常時は人々のやすらぎの場ともなり、災害時の避難場所や防火地帯、豪雨時の遊水池にもなる、農地の活用を検討していきます。
- ・吹田操車場跡地は、経済的得失だけではなく景観形成はもとより環境の観点を踏まえ、市民参画によって21世紀にふさわしいまちづくりを進めていきます。

(3)新しい芸術・文化の創造

- ・専門家対象のコンクール実施や、公共施設、歴史的民家などを作品発表・制作の場として活用するなど、専門家を積極的に支援します。
- ・市民が多様な領域で芸術・文化活動に取り組めるまちを目指すために、トップレベルの芸術・文化に直接触れること(専門家が講師となるセミナーの開催や、市内の屋内・外、公共および民間施設への創造作品の配置など)により、市民が文化活動面において刺激を受けることで、まち全体の芸術・文化レベルを高めます。

(4)新しい生活文化・市民文化の創造

- ・衣食住など私たちの日常の暮らしを豊かに彩る生活文化、市内に数多く存在する大学・研究機関やそれらとの連携から生み出される教育・学術文化、デザインや出版などの文化産業、漫画・アニメーションおよびコンピュータなどを利用したメディアアート、カラオケやダンス・バンド活動など市民一般が身近に楽しむ娯楽文化(サブカルチャー)、国際文化交流など、専門家と市民相互の交流を図りながら、幅広い市民文化を豊かに創造していきます。
- ・芸術文化を含めて、さまざまな市民文化が縦横に交流し、結びつき、融合しながら、生き生きとした新しい吹田の文化を築き上げていきます。

(5)文化活性化のための人と仕組みづくり

- ・上記の取り組みを支援し、人材育成を図るために、市民、芸術家、文化人、行政、企業などからなる協働の仕組みづくりを進めていきます。そこでは、アドバイザー任命や企画委託などを通じて、芸術家・専門家との連携を進めながら、文化のまちづくりへの市民参画を図ります。
- ・自然環境、歴史遺産、まちなみ整備はもとより、さまざまなまちづくりの計画・整備にあたっては、アートマネージメントの発想を取り入れ、芸術・文化的な観点から相乗的に魅力を高める工夫を進めていきます。
- ・文化の活性化に向けて、財政的措置や市民や企業による支援基金など、資金面での充実を検討していきます。

3 - 5 福祉ビジョン 誰もが健康で安心した暮らしができるまち

1. 現状と課題

(1) 福祉環境の変化

高度成長期以降、少子高齢化や核家族化などとともに家族の支えあい機能が低下してきました。また、近隣関係も希薄化し、助け合い機能が低下しています。日本的な長期雇用慣行や年金制度の変革等、老後の生活設計の不安が増加しています。女性の社会参画や就労の増加により、育児および就労と育児の両立を支援する必要があります。一方、経済の低成長が定着化し、国・地方自治体の財政状態が逼迫していく中で、新しい発想や工夫を取り入れながら、継続して福祉に力を入れていくことが求められています。

(2) 福祉ニーズの質と量の高まり

日本は世界最高水準の平均寿命を手に入れましたが、生活習慣病やストレスなどからくる心の問題が大きくなり、健康への不安が高まってきています。今後、高齢の障害者の増加も予想され、福祉ニーズの「量的拡大」が想定されます。また、経済的弱者への物心両面からのサポートやノーマライゼーションの実現を目指す社会づくりなど、福祉の「質の向上」への期待が強まります。

(3) 社会貢献への意欲の高まり

元気な高齢者をはじめとして、社会全般に社会貢献への意欲が高まりつつあり、それを十分いかす必要があります。市内にも数多くのボランティアグループの活動がみられますが、活動の拠点や研修場所、資金、指導者の確保などの活動上の悩みと、ニーズとサポート活動が結びつかないといった課題を抱えているため、十分な成果を生み出すための環境整備が必要となっています。

2. 基本的な考え方

(1) 子どもから高齢者まで生きがいのある生き生きとした暮らし

子どもから高齢者まで、すべての人がそれぞれのライフステージで、健康で、安心して、生きがいのある生活を送れることを目指します。「児童の権利に関する条約」の考え方をベースに、誰もが生きがいを持って、健康で安心して暮らせるまちづくりを目指しながら、健全な子どもの育成を行います。また、高齢者や障害者が自立した生活を送ることができるよう支援します。そのために、これから予想される環境変化を捉えて、市民の生活実態やニーズを把握し、総合的な計画を持ち、多様な形を活用しながら推進していきます。

(2) 誰もが自立して暮らせるバリアフリーのまちづくり

すべての人が自立した生活のできるまちを目指すとともに、バリアフリーのまちづくりを進めます。地域に根ざしたセーフティネットを充実させ、それを活用しながら物心両面のニーズを把握し、きめ細かなサポートをします。障害のある人が、市民として普通の暮らしが送れるために必要な支援や

施策を講じるとともに、医療・訓練機関を整備充実させるなどにより、自立を支え、ノーマライゼーションの実現を目指します。

(3) 安心して暮らせるまちづくり

保健、医療、福祉のネットワークを広げて、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを目指します。疾病を早期に発見・治療できる体制や、信頼できる医療体制づくりを目指します。また、介護の必要な高齢者や障害者、介護者に優しい介護体制づくりを目指します。

(4) 課題への総合的な取り組みに向けて

「子どもの虐待」「医療ミス」「孤独死」これらの課題を「ゼロ」にするには単なる目先の対症療法では解決できません。発生原因をつきとめ、きめ細かく対応策を立て、行政、家庭、学校、地域及び医療機関等が連携し、その発生の防止に向けて粘り強く弾力的に取り組んでいきます。

3. 取り組みの方向

(1) 子どもから高齢者まで生きがいのある生き生きとした暮らし

0歳から親と子の育ち合いの場づくり

在宅における子育ての支援として、妊娠中からの両親教育、父親の育児参画の啓発、育児教室や育児相談などで育児の負担感の軽減や子育ての楽しみの気づき、小・中・高生の子育て体験学習を通じた交流、高齢者との遊びや心の交流などを通じて、幅広い「親と子の育ち合いの場」をつくります。

働きながら、安心して子どもを育てられる環境づくり

保育を必要とする乳幼児がすべて保育所に入所でき、保護者の就労実態に応じて多様化する保育需要を受け止められる体制をつくります。また、児童の放課後対策の充実を図ります。

自立生活を援助

生涯学習や「シルバー人材センター」の充実などにより、就業機会の増加や社会貢献の機会の提供を進めます。また、低所得者の自立生活を支援するための救済措置や成年期の「引きこもり」への対策を検討します。「寝たきりにならない運動」を進めることで、高齢者の健康の維持・増進を図ります。

(2) 誰もが自立して暮らせるバリアフリーのまちづくり

セーフティネットによるサポート

生活保護世帯、ひとり親世帯・遺児家庭、高齢者、障害者など、サポートを必要とする人や家庭に、地域のネットワークを軸にした物心両面からのきめ細かな支援を行います。

また、障害児の放課後・休日活動の充実を目指し、障害者の家族介護支援などの居宅支援事業や相談支援の充実により、地域生活の支援を目指します。ノーマライゼーションの実現に向けて、健常者との相互理解を深め、精神障害者などの障害者への偏見の解消と対応の充実を図っていきます。

自立支援と社会参加促進

自立した生活と社会参加を目指して、雇用の促進や地域生活の場、生きがいの場を充実して

いきます。障害者の就労支援施策や中途障害者への対応の充実を目指して、通所施設やグループホームなどの整備・充実を含む総合的な支援策を、乳幼児期、学齢期、成人期それぞれに対応して策定していきます。

また、障害者(児)の心身両面の発達を支援するため、障害児教育の充実も必要と考えます。市内にある養護学級の施設の整備・充実を図り、府立の養護学校についても要請をしていきます。

(3) 安心して暮らせるまちづくり

健康に暮らせるまちづくり

保健、医療、福祉のネットワークを広げて、市民が健康で暮らすまちづくりを目指します。健康目標を設定するとともに、生活習慣病やストレスなどについて、年齢別などに応じた予防対策を立てます。健康診断の受診率の向上を目指し、疾病の早期発見・早期治療体制をつくります。また、乳幼児の障害の早期発見と、早期療育システムの確立、育児支援制度の充実、医療・訓練機関の充実を目指します。

関係機関が、それぞれの役割と機能分担を果す中、信頼できる医療体制、たとえばインフォームド・コンセントの徹底、専門医についての的確な情報の開示、医療ミスによる不信感を生まないための情報開示と予防措置の徹底などの環境づくりを目指します。がん・心臓病、脳卒中などへの専門的な対応や医師とのネットワークによる健康医療相談を広げていきます。的確な救急医療や休日診療など、安心できる緊急医療体制の整備を目指します。心安らかに迎えられる終末期の医療体制の整備を目指します。また、福祉提供サービスの預託制度の活用などにより、相互扶助の風土づくりを目指します。

安心できる介護・高齢者福祉

介護保険の的確な運用とともに、福祉サービスの充実により、対象者にも介護者にも優しい体制づくりを目指します。痴呆性高齢者や障害者などの権利擁護のために成年後見制度利用支援事業や地域福祉権利擁護事業の利用の促進を図ります。

安心できる地域のネットワーク

地域の様々な施設や、ボランティアグループ、関連機関などを網羅したネットワークの促進を図り、行政の組織との有機的連携を図ることにより、総合的・複合的な施策を展開します。

また、ボランティア活動など市民の自主的な活動に対し、行政はコーディネーターの役割と側面的な支援を担うとともに、市民の暮らしに役立つ情報が、必要に応じて誰にでも適時・的確に提供できるよう努めます。

地域社会の中で、市民相互のコミュニケーションを密にして支え合い、安心して心豊かな暮らしができる社会を目指します。

3 - 6 教育ビジョン 創造性・豊かな心を育み、人生を楽しむ人があふれるまち

1. 現状と課題

(1) 教育環境の変化

国際化、科学技術や情報化の進展、環境破壊など、社会環境が大きく変化している中、教育の新たな対応が望まれています。また、ゆとり教育の導入による授業時間の減少などに伴い、基礎学力の低下が懸念される一方で、塾通いの増加が指摘されています。

(2) 教育力の活性化

都市化、少子化、核家族化の進展に伴い、家庭・地域の教育力の低下が課題となっています。集団生活における規範意識や倫理観が欠如し、心の豊かさ、互いに助け合う心、自らの目標に向かって向上する精神力や生き方が失われつつあることから、学校と家庭・地域が手を携え、互いの教育力を高めることが重要です。また、学校教育においては、基礎・基本を確実に身につけさせ、それを基に自ら学び、考え、判断する力を育むために、不断の研修等により教育に直接携わる教員の資質を高めていくことが必要です。

(3) 懸念される問題

少年非行の凶悪化、低年齢化の傾向、青少年犯罪の増加などが懸念されています。いじめ・不登校・学級崩壊はもとより引きこもり、家庭内暴力などは統計上に目立って増加があらわれていないものの、潜在的な問題として危機感を持つべきだと考えます。

(4) 生涯学習への関心

経済の低成長が定着し、少子高齢化が進む中、人々の関心は単なる所得の増加だけでなく、個々の好みに応じた生活の質の向上へと向かっています。様々なライフスタイルにより、人々の価値観の多様化に伴い、豊かな人生を送るために、多様な生涯学習のニーズと健康や体力への関心が高まっています。また、情報格差をはじめとした現代的課題への対応が求められています。

2. 基本的な考え方

(1) 学校・家庭・地域の協働

「児童の権利に関する条約」の精神をベースに、園・学校、家庭、地域による教育を見直します。教育委員会は、学校や子どもおよび地域の実態を把握した上で、教育基本方針と目標を設定し、その組織的・計画的展開を図ります。

(2) 心身ともに逞しい人づくり

人にやさしい・心豊かな人づくり、創造性(知恵)豊かな人づくり、社会の動向に対応できる人づくりを進め、すべての人が安心して自立していけることを目指します。また、誰もが健康の維持・向上とと

もに、文化・教養・趣味、ボランティア活動などを通じて、人生の楽しみを充実させることを目指します。

(3) 豊かな人生を送る環境づくり

市民の自発的な意志に基づいて、豊かな人生を送るための多様な活動ができるように支援を行います。家庭・学校・地域の相互連携や、民間団体の協力も得ながら支援体制を整備し、ふさわしい場と機会を提供するなど、コーディネーターとしてきめ細かく対応していきます。

(4) 問題の未然防止に向けて

「いじめ」「不登校」「学級崩壊」「校内暴力」「少年非行」「青少年犯罪」「引きこもり」「家庭内暴力」これらは、単なる対症療法では解決できません。何よりも、これらを未然に防ぐためにあらゆる努力をする必要があります。大切なのは子どもの立場を理解することであり、状況を正確に把握し、発生原因を探り、きめ細かく対応策を立て、行政、家庭、学校、地域などが共同で弾力的に取り組んでいきます。

3. 取り組みの方向

(1) 学校、家庭、地域の協働

開かれた学校 「私たちの地域の学校」を目指して

情報の公開を通して、学校、家庭、地域が相互理解を深め、協力し合うことが必要です。例えば、教員以外の社会人の活用、保護者や地域との連携を強化するなど、弾力的な学校運営を進めます。

教育資源の整備・充実を目指します。また、学校施設などの資源や教育力を開放するとともに、子どものニーズにあった教育の場づくりを進めます。

防災や事故防止などへの対応策など、安全管理体制を再構築します。

家庭、地域の教育力の回復

家庭教育は、基本的な生活習慣や資質や能力を育成する上で重要です。また、地域の人々とのかかわりの中で、様々な体験の機会を提供し、子どもたちに「生きる力」をはぐくんでいくなど、地域で子どもを育てる環境を整備することもますます大切になってきています。

教員の資質向上

理念や信念と多様な手法を持ち、進んで企画を行い、実践できる情熱のある教員を育成していきます。教員の資質向上を図るためには、子ども・保護者・地域住民や同僚教員からの声が不可欠ですが、意欲的な行動につなげるためには、これらの声を踏まえた教員自身の自己評価が必要であり、そのための人材育成システムの確立を進めます。

新しい時代のニーズに対応できる教員を育成します。研究会の成果を保護者・地域に情報発信するとともに、教員間で研修の成果が広まるように努めます。

教員のメンタルケアや健康を守る方策を充実させ、教員の研修の推進と報告義務の徹底を通じて、尊敬される教員の育成を目指します。

幼児教育の充実

保護者の子育ての不安を取り除き、自信を持って子育てできるように、子育て相談サークルの効果的な活動を推進していきます。幼稚園の研究会の成果を広く発表し、その成果を親子への適

切な指導にいかしていきます。

(2) 心身ともに逞しい人づくり

人にやさしい心豊かな人づくり

生きることの意味や、意義をしっかり考え、憲法で保障された基本的人権を正しく理解できるよう人権教育を進めます。このことは、相手を正しく理解し、敬愛し、協力し合う男女間の思いやり、障害者へのやさしさ、高齢者へのやさしさを育てることにつながると考えます。

しつけ、社会のルール、規律の大切さを養っていきます。そのためには、愛情と寛容を基本とした、反復と継続の励行による一貫した指導が必要です。

幼稚園では、小学校教育の前段としての人間形成を目指します。心身の健康はもとより、感性を育成し、人との関わりやしつけを大切にします。

能力の向上

教育の情報化(学校・家庭・地域をつなぎ、価値ある情報を分かち合い、学びあう喜びを感じられる教育機会の創出など)、国際化(世界の子どもたちとの交流と相互理解など)、環境問題など、新しい時代に対応する教育に取り組みます。自然体験、ボランティア活動、見学、調査活動などの体験学習を充実します。

学力レベルの向上を目指します。そのために、基礎学力に関する実態の把握に努め、その向上を図ります。各学校においては、学力調査の結果を参考にするなど、自校の児童生徒の学習の状況把握や指導の改善に生かしていきます。また知識の習得だけでなく、考える力や知恵を生み出す力を育て、創造性の向上を目指します。

体育活動・野外活動を通じて、健康の維持・向上とともに、社会性の向上を目指します。また、部活動の指導者を確保し、活動を充実させていきます。

(3) 豊かな人生を送る環境づくり

生涯学習の充実

時代の動向に向けた知識の習得をはじめとする自己能力の向上や健康、スポーツ、文化、教養、趣味など各人の選択による生きがいの向上を目指し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」自ら主体的に学ぶことができるような生涯学習を充実させます。

学習により得られた知識や技能を生かし、社会参画や社会貢献ができるような社会を目指します。

青少年の健全育成

国際的な感覚を身につけ、自分で考え、自分で行動し、自分に責任を持つ青少年の育成を目指します。そのためには、国際理解、協調性とリーダーシップ、地域社会の一員としての自覚と行動、新しい時代にふさわしいボランティア活動の体験などの習得を進めていきます。

青少年が集うセンターを設立するなどして施設を充実させ、施設と青少年団体の育成・指導・援助、および指導者育成を効果的に結びつけていきます。

あわせて、メディア情報を取捨選択できる力を養っていきます。

体育・文化活動の振興

市民の健康や楽しみの充実のために、既存施設の転用などを含めて身近に利用できる施設の設置や諸施設の充実を目指し、施設利用率の拡大を図ります。また、施設と体育指導者の育成・活用、主催・後援活動を効果的に結びつけます。

1. 現状と課題

(1) 情報化と地域コミュニティ

急速に変化する地域社会の中で、既存のコミュニティを超えたさまざまな課題が生まれています。市民主体のまちづくりを進めていくために、情報化をうまく活用することが求められています。また、情報化の進展でコミュニケーションの方法が多様化し、障害者や高齢者などすべての人に、より対等な社会参加の可能性が生まれてきています。さまざまな情報化の恩恵を市民が等しく享受できるよう、人材育成と学習機会の充実も大切です。

(2) 公平で公正な情報化社会

市民がまちづくりに参画するには、情報の公開と共有が前提となります。行政情報を市民に公開することはもとより、市民相互での情報の共有が大切となってきます。一方、個人情報の保護やデジタルデバイドの解消などは、情報化の進展とあわせて考えていかなければならない重要な課題となっています。

(3) 情報化による地域活性化

情報化社会の進展に伴い、地域振興と生活の利便性を向上させる新たなサービスへの期待が高まってきており、必要な情報基盤整備が求められています。国の IT 戦略のもと吹田市においても、自立した立場で市民のための行政を進めるため、情報技術を活用して行政事務を効率化し、市民サービスを向上させることが急務となっています。さらに、地域の発展のためには、域内のコミュニケーションを高め、吹田らしさをいかした情報を内外に発信していくことが重要です。

2. 基本的な考え方

人と人が豊かにつながるまち

情報化の原点は人であり、機器やシステムはその手段に過ぎません。情報化を進めるにあたって、一人ひとりが情報を敏感にキャッチし、周りに息づくさまざまなものに対して謙虚に心を開き、その声を聞き取ろうとするみずみずしい感性を大切にしていきます。それは単に利便性を高めるのではなく、人々の交流を深め、すべての人にわかりやすい、優しく、暖かみのある情報化を進めることです。そして、情報化が切り拓く新しい可能性をいかして生活を豊かにし、市民が主人公のまちづくりを通じて、一人ひとりが輝くことを目指します。

(1) 情報化による新しいまちづくり

人々の感性を大切にし、時間と場所を共有することからまちづくりを始めます。そのために、情報化によって生まれる新しい可能性をいかし、多様で多面的な接点を持つコミュニティを育成していきます。子どもたちを含めたすべての人々の社会参加を促し、顔の見える関係と暖かみのあるコミュニケーション

ョンを大切にしながら、まちづくりを主体的に担う市民のネットワークを構築していきます。

(2) オープンで公正な情報共有

行政情報の公開と共有を基本に、市民が主人公のまちづくりを進めます。行政情報の公開をさらに進め、政策の立案から評価までのすべての過程において、情報が共有できる仕組みと相互信頼の関係を、情報化の利点をいかにしながらつくりあげます。また、情報機器になじめない人も含めたすべての人々に情報化の恩恵がおよぶよう配慮しながら、さまざまな情報を共有しあい、互いに支えあうまちづくりを目指します。

(3) 暮らしに役立ち、まちを活性化する

行政、医療、防災、教育、交通など暮らしに関わる多様な分野の中で、費用対効果の高いものから優先的に情報化を推進し、そのための社会基盤となる情報ネットワークを整備していきます。市民の暮らしを守ることを基本に、吹田らしさをいかした情報化を進め、生活の豊かさの向上と地域振興を目指していきます。そして、暮らしに関するさまざまな情報を互いに発信し交換しあえる情報化社会を目指します。

3. 取り組みの方向

(1) 情報化による新しいまちづくり

市民参画とコミュニティ

自治会、各種団体、NPOなどを緩やかに結ぶ情報ネットワークを構築し、人と情報の相互交流を深め、活動の効率化を図ります。あわせて、情報技術になじめない人に配慮しながら、掲示板や回覧板などの情報伝達手段の電子化に取り組み、参画機会の拡大と活動の双方向化を目指していきます。その一方で、電子投票・アンケート、パブリックコメント、電子会議室・公開討論などの新しい参画手法を積極的にまちづくりにいかします。

情報化時代の人材育成

すべての市民が情報化の恩恵にあずかれるよう、情報機器の操作技術や情報活用技術について、充実した学習機会を提供します。学校教育においては、情報技術を活用した学習を組み入れ、考える力を大切にしながら、情報活用能力とコミュニケーション能力を育てていきます。また、職員や教員の情報活用能力の向上を図っていきます。教育・学術文化機関は、専門的研究機能や情報発信機能を有していることから、地域の情報化推進の先導的役割を果たしていきます。

学びのネットワークづくり

誰もがどこにいてもまちづくりや暮らしに関する知識や技術を習得できるよう、インターネットやケーブルテレビを活用して、大学などの教育機関と連携した電子市民講座を開設します。生涯学習の意欲を持った人々が相互学習をしつつ豊かなつながりをつくるために、情報化を活用して学習拠点の充実とネットワーク化を図ります。

(2) オープンで公正な情報共有

利用者の視点に立った情報公開

行政情報の共有を進めるにあたっては、情報技術になじめない人に配慮しつつ、電子媒体を含

めた多様な形での公開を進め、利便性と透明性を向上させます。さらに、情報のデータベース化を進め、情報を利用しやすく検索・整理・加工する「情報ナビゲートサービス」を充実させます。また、一方的に情報を発信するのではなく、市民、行政、企業、大学、NPOなどが互いに情報をやりとりできる対話的な情報交換の仕組みをつくります。

親しみやすい広報活動

行政情報が市民の情報であることを基本に、暮らしに役立ち分かりやすい広報活動に努めます。ホームページは、市民文化の発信手段として、多文化共生やわかりやすい情報提供のあり方を目指します。さらに、インターネット放送など今後普及する新しい広報媒体を活用し、双方向での広報活動を目指していきます。

情報化社会の人権擁護

情報化社会における人権擁護のための仕組みを整備していきます。それとあわせて、必要な情報の選択と情報提供のあり方を学び、お互いのプライバシーを守り、個人情報悪用させないまちをつくります。ハッカー、クラッカーなどの情報システムへの侵入や破壊を防止するセキュリティ体制を確立・強化し、市民の情報を守ります。

(3) 暮らしに役立ち、まちを活性化する

行政サービスの効率化

情報化ニーズへの対応が適切に行える体制を整えます。市民サービスを飛躍的に向上させていくために、市民生活に密接な窓口業務のオンライン化を図り、行政手続きのワンストップ化を目指します。行政事務を効率化して余力を必要度の高い業務に振り向けるために、ネットワーク化、データベース化、ペーパーレス化を進め、電子申請や電子入札を導入します。

知識情報サービスの充実

知識情報拠点として図書館の情報化・オンライン化を進め、他の情報拠点とのネットワークを強化していきます。図書情報や施設情報など生涯学習を支援する情報システムを充実させ、どこからでも使用料を支払って利用できるマルチペイメントを実現します。また、携帯電話など新しい媒体を利用した情報化を進め、あちこちに配置された情報端末の活用とあわせて、まちのどこにいても情報が利用できる環境を整えていきます。

安全と安心のまちづくり

地域の優れた福祉・医療環境や人と人のネットワークをいかし、福祉と医療が有機的に機能するまちづくりに向けて、情報技術を活用します。防災や医療など「安全と安心」につながる情報が、24時間365日いつでもつながる多面的な情報のネットワークを構築します。地理情報システムやインターネットを防災に役立てるなど、情報と防災が効率的に連携できる仕組みとネットワークをつくります。また、在宅介護や遠隔診療などにもいかしていきます。

地域コミュニケーションの促進

地域の活性化と住みよいまちづくりに向けて、人と情報のネットワークを構築し、暮らしに役立つ情報や個性あふれるまちの情報を内外に発信していきます。先進的な自治体や外国も含めたさまざまな都市との交流を広げるために、情報技術を活用していきます。さらに、市民一人ひとりが案内板になって、訪れた人にも、わがまちを誇らしく語れることを目指します。

1. 現状と課題

(1) 社会環境の変化と地域経済

わが国の経済発展を支えた条件は大きく変わりつつあり、社会環境の変化に適応した地域経済の活性化が求められています。少子高齢化による産業活力の低下、消費者ニーズの多様化・高度化、産業のソフト化、情報化に伴う流通構造の革新、企業間競争の激化、環境への配慮など、私たちは数多くの課題を抱えています。一方、就労面においては、女性の就業機会の増大や、仕事と生活のバランスを重視した、個性をいかせる就労環境が求められています。

(2) 商業活動と地域の活性化

駅前商店街に代表される市街地の商業集積地は、郊外の大型店との競合、店舗の老朽化、将来を担う後継者の不足など多くの課題を抱え、商業活力の低下がみられるようになってきました。さらにこれからは、少子高齢化社会への対応が求められており、地域コミュニティを活性化するためにも市街地の活性化は欠かせません。そのため、地域特性をいかした商業や、生活に密着したサービスを充実させていかなければなりません。

(3) 吹田の産業の特色と課題

勤労者世帯のベッドタウンとして発展してきた吹田には、先端的な産業集積地として発展してきた江坂地域、古くから商業地として貢献してきた JR 吹田駅周辺地域、商業や社会サービス機能が計画的に配置されたニュータウン地域の三つの産業集積地があり、都市としてのイメージ形成に貢献してきました。各々に特色と課題を持っており、社会環境の変化に対応するため、特性に応じた経済活性化の取り組みが求められています。また、吹田では小売店舗数や製造事業所数が減少傾向にある一方、情報やその他生活関連などのサービス業が増加傾向にあり、第三次産業の高比率化という産業構造の変化がみられます。

2. 基本的な考え方

住みたい、働きたい、訪れたいまち

産業の振興は、地域経済を活性化させるのはもとより、都市の生活環境の維持、まちのイメージづくり、地域コミュニティの形成など、直接まちづくりにつながっています。このような観点に立ち、市民、企業、行政が協働連携を進めながら期待される役割を果たし、私たちのまちの良さを十分にいかしつつ、「都市の魅力と活気があふれるまちづくり」を進めていきます。そして、誰もが“住みたい・働きたい・訪れたい”と思うまちを目指します。

(1) 地域と産業が調和したまちづくり

商店街は、ひとが集まりにぎわう買物空間であると同時に、市民が交流し、地域文化を育み、自ら

の地域について考える場でもあります。商業地域のコミュニティ機能を高め、そこに暮らす、働く、利用するさまざまな人が生き生きと混じり合える「地域と産業が調和したまちづくり」を目指していきます。そのために、地域の特性に応じた市街地の活性化を進め、身近に実感できるコミュニティとして市民が集う、「にぎわいと躍動感のあるまちづくり」を目指します。

(2) 新しい経済活動への挑戦

都市の活力は人と組織の新陳代謝にかかっており、さまざまな人が新しく業を起こすことにチャレンジしてこそ、都市の活気が生まれてきます。吹田の持つ強みをいかし、今後発展が期待される知識・情報分野、文化・娯楽分野、環境・福祉分野、都市型工業分野などを中心に、新しい経済活動を創造していきます。また、NPOをはじめとする非営利組織による事業を、新たな社会サービスの供給主体として地域の経済活動の中に位置付け、地域の活性化につなげます。

(3) 経済活動を支える人とネットワーク

経済活動を活性化させるには、人、モノ、カネ、情報の活発な交流が欠かせません。市民、企業、大学、行政などのネットワークづくりと人材育成を通じて、地域経済を支える基盤を強化していきます。また、在宅勤務などの新たな就業形態を活用し、職住接近・職住一体を実現するとともに、女性、中高年齢層、障害者などが仕事と生活を両立できる環境を整えていきます。そして、誰もが地域社会と地域経済の担い手として活躍できるまちを目指していきます。

3. 取り組みの方向

(1) 地域と産業が調和したまちづくり

協働連携によるまちづくり

地域性をいかした特色のある商店や生活に密着したサービス業を集積し、都市の魅力を向上させていきます。そのために、市民、企業、行政が各々の役割のもと、快適な都市空間の創造に向けて取り組んでいきます。そして、誰もが「住みたい、働きたい、訪れたい」と思う、人がにぎわい集うまちづくりを目指して、市民、企業、行政の新たな合意形成の仕組みをつくっていきます。

商店街と地域コミュニティの活性化

誰もが集まることのできる地域の交流の場としての機能を高め、商店街と地域コミュニティを活性化させていきます。共同施設の整備やチャレンジショップとして空き店舗や空地を活用し、商店街や小売市場の活性化につなげていきます。商店街においては、エコショップなどの環境に配慮した取り組みを進めていきます。

都市魅力と個性あるまちづくり

文化、娯楽、交流、健康などのアミューズメント機能を充実させ、都市としての魅力と個性のあるまちづくりを目指します。また、大都市近郊に位置するという立地条件をいかし、高い付加価値を創造する都市型工業を振興させていきます。あわせて、居住機能と生産機能の共生という視点から、周辺地域と環境面での調和を図っていきます。

(2) 新しい経済活動への挑戦

起業家の育成と創業の促進

これから新たに事業を起こそうとする起業家を育成し、創業を促進させていきます。創造性のある新たな事業を生み出すために、開業資金、ビジネスインキュベーター施設、研究開発や商品開発、研究施設や機器、経営相談、総合的な事業展開、情報提供、起業活動の啓発などの面において、市民、商工業団体、大学、行政等が後押しをしていきます。また、市内事業者の事業転換や市外からの新規参入を促進するため、創業に関する情報を積極的に発信していきます。

学術研究機関との幅広い連携

大学をはじめとする学術研究機関と市民や企業との連携を深め、技術移転による創業、研究開発支援や技術指導、ビジネス人材の育成や人的交流など、大学の持つ技術やノウハウを産業の活性化に結びつけていきます。企業や市民と学術研究機関の交流を進め、事業の高度化や新たな事業創出に結びつく産学官ネットワークを形成していきます。

知識情報産業と小規模事業者の育成

情報関連産業、知識集約型産業、出版・文化・芸術産業、エンタテインメント産業など、情報や知識を軸とした新しい産業と起業家を育成していきます。なかでも、情報産業の集積地である江坂地区を、吹田における知識情報産業の中心地として育てていきます。また、SOHOをはじめとする新しい就労形態を活用して小規模な事業者を育成していきます。

地域で育むコミュニティビジネス

生活関連事業、地域に密着したサービス産業、モノづくり、伝統的産業などの面において、地域に根ざしたコミュニティビジネスを積極的に活用し、地域社会と経済を活性化させていきます。また、NPO法人や非営利組織などが、新しい社会サービスの供給主体として活躍できる環境を整備していきます。さらにエコマネーに代表されるような、地域の社会サービスと経済循環を結びつける新たなシステムを検討していきます。

(3) 経済活動を支える人とネットワーク

人材育成とネットワークづくり

研修会やセミナーなどの学習機会を充実させ、新たな事業を創出するための人材を育成していきます。自主的な勉強会や研究会を開催し、事業運営のノウハウ、技術、経営意欲などを企業自らが向上させていきます。さらに、異業種間交流や企業と市民との交流を深め、地域の経済活動を支えるビジネスネットワークを築き上げていきます。

企業の情報化の促進

企業の競争力を強化するため、企業の情報発信力を高め、経営・技術・市場などの情報が必要な時に利用できるシステムを整備していきます。情報化推進に向けての啓発活動を行い、情報機器の導入や情報化による経営革新を促します。さらに、商店街における情報基盤を整備し、情報技術を活用したマーケティングなど、商店街の活性化につなげていきます。

新しい就労形態の活用

在宅勤務をはじめとする職住接近型のワークスタイルの革新を積極的に推進し、優れた人材を惹きつけていきます。それと同時に、女性、高齢者、障害者などあらゆる人の就労機会や社会参加を拡大させ、企業の経営革新や新しい事業の創出に結びつけていきます。また、情報技術を活用して、仕事のニーズとシーズ、人材と仕事が出会える仕組みを整え、地域経済の活性化に役立てていきます。

3 - 9 防災と安全・安心ビジョン コミュニティが支える安全と安心のまち

1. 現状と課題

(1) 阪神・淡路大震災の教訓

多くの尊い命を奪った阪神・淡路大震災は、警戒感の弛緩した私たちに「市民の生命や財産を守る」ことが自治体の基本的な責務であることを改めて認識させてくれました。その一方で、阪神・淡路大震災では、社会活動の一翼を担う新たな力としてボランティアが注目を集め、家庭やコミュニティの重要性も見直されました。これからは、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を、市民も行政もしっかりと胸に抱くことがますます重要となってきています。

(2) 災害と危機管理

市民生活の基盤を根底から破壊し、社会生活を崩壊させる危機の代表的なものに、地震をはじめとする大規模災害があります。特に水と緑のオープンスペースの減少とともに、構造面・機能面で高度に集積化され、複雑に関連しながら形成された都市空間に対する大規模震災の打撃は、個々の生命や財産を喪失させるだけに止まらず、自活能力の脆弱な都市居住者を極度の混乱状態に落とし、地域社会を崩壊させる可能性があります。

私たちのまちの周辺には、活断層や軟弱地盤が分布しており、大規模な地震への備えは、決しておろそかにできません。また、高齢化や国際化が進む社会的状況の中で、高齢者、障害者、外国人といった、災害発生時に情報把握や避難生活などの面で特別の配慮を必要とする、いわゆる「災害弱者」となる人々も増えています。

(3) 身近な安全と安心

大規模震災のような長期にわたる周期の中で発生する危機だけでなく、日常生活の身近なところで市民が凶悪犯罪や事故に巻き込まれる事件が頻発し、身近な安全に対する危機感が高まりつつあります。特に子どもを対象としたさまざまな暴力が報じられるたびに、大きな衝撃を感じるとともに、子どもの人権と安全に対する積極的な対応の必要性が痛感されます。

2. 基本的な考え方

コミュニティが支える安全と安心のまちを目指します。

「災害に強いまちづくり」や「安全な暮らしができるまちづくり」に向けて、市民と行政が協働の理念のもとに連携し、強いコミュニティ・ネットワークを構築することにより、「安全と安心のまちづくり」を進めます。

(1) 災害に強い安全な地域づくり

災害の発生を防止し、災害による被害を最小限にいとめるために、災害に強い都市の骨格づくりを進めます。防災に不可欠な都市基盤施設の防災機能を整備し、地域づくりのあらゆる側面に

いて、防災への配慮を盛り込み、「災害に強い安全な地域づくり」を目指します。

(2)安全を支える市民・家庭・地域・行政のネットワーク

行政および家庭や地域における市民(企業や各種団体を含む)の、ハード・ソフトの両面における総合的な防災能力を向上させていきます。平常時において、各種ボランティア活動などの市民のネットワークを地道に構築していき、行政との連携の土壌を培いながら受入れ体制を整備し、安全と安心のまちづくりを支えています。また、行政自身も他の自治体や国との連携を強化します。そして、家庭・地域・行政が連携した、防災に対するしっかりした枠組みとボランティアネットワークによって、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(3)生活者の視点に立った安心のまちづくり

日常生活の身近なところで発生する犯罪や子どもへの暴力を防止するため、行政任せではなく市民自らが取り組みに参画していきます。「地域の安全は地域で守る」という意識を培い、地域に暮らす市民が互いに連携しながら、子どもをはじめとする地域の人々の安全を多くの地域の人々の目と心で見守っていきます。

3. 取り組みの方向

(1)災害に強い安全な地域づくり

災害に強い都市基盤づくり

行政は、都市の防災機能を強化し、災害を未然に防ぎ被害を軽減するため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能を強化します。このため、防災上必要な公共施設の耐震化を進め、公園、緑地、道路、河川などのオープンスペースを整備し、避難地、避難路の確保、延焼火災の防止対策を図ります。ライフラインに関わる企業は、自らが管理する施設整備の強化と保全に努め、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備します。

防災体制の整備と強化

災害発生時の初動期や応急復旧期に、迅速で的確に対応できる応急活動体制を確立し、情報収集、伝達、救助、応急医療の体制を整備します。また、防災活動に必要な行動、技術の習得、防災関係機関との連携などの実践的な訓練を行い、行政間の応援協定をはじめ広域的連携や近隣都市との連携の体制を強化します。

被災者への情報提供体制の整備

被災者に必要な情報が刻々と変わる災害発生から復旧・復興の過程において、救援、避難、交通、勧告、福祉、生活、将来のまちづくり情報などを適切に提供できるシステムを整備します。

災害弱者に対する対応

高齢者、障害者、外国人などの災害弱者に対して、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導など、細かい配慮を進めます。

(2)安全を支える市民・家庭・地域・行政のネットワーク

多様なボランティア活動の活用

医療救援活動など専門的技術を要する活動から、救援物資の搬入・搬出など多量の人員を要

する一般的な活動まで、広範なボランティア活動を活用していきます。組織的な活動を自立的に行える集団から多数の個人ボランティアの集まりまで、多様なボランティアの形態に応じた適切な活用方法の検討と相互のネットワークづくりに努めていきます。

ボランティア活動のコーディネート

行政は、緊急対応段階、復旧対応段階、復興期など、防災活動の局面に応じてボランティア活動を活用していきます。また、さまざまな活動が錯綜して展開される中で、ボランティア活動を有効に機能させるため、平常時のシステム構築と訓練、緊急時の明確な役割分担とコーディネート機能を確立します。

家庭での防災対策の強化

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、生命や財産を守る上で重要な「住まい」の防災機能を強化していきます。家庭での防災対策として、家屋や周辺のチェック、非常持ち出し品の準備、避難地・避難路の確認などを通じて、自らの身の安全を守ります。それに対して行政は、防災ハンドブックの配布や防災展などを介して、市民の防災意識の向上に努めます。

地域での防災対策の強化

市民自ら、救出救助や初期活動を行えるよう、自主防災組織づくりを進めます。それに対して行政は、リーダー育成、器材の給付と訓練、器材の設置場所の周知などを行います。一方企業は、事業所内の防災体制を充実させ、地域の一員として積極的に防災対策に協力していきます。また、危険物による災害を未然に防ぐため、施設・設備の耐震化、自主的な災害予防、応急体制の確立、隣接企業間の相互応援など、自らの防災能力を向上させていきます。

(3)生活者の視点に立った安心のまちづくり

「防犯」の視点に立ったまちづくり

公園、道路、学校などの公共施設は、広く防犯的な視点に立って、周囲からの監視性や照明などに配慮し、構造的に犯罪の起こりにくい都市を目指します。また、自転車の転倒や接触など、私たちの身近に起こりやすい事故や犯罪を防ぐため、危険箇所を市民の目から点検を行い、速やかな改善を促していきます。

生活者の視点に立った地域の危機管理

都市化に伴う近隣関係の希薄化が犯罪の要因とならないよう、住民の意識啓発や組織づくりを進めていきます。そして、地域の安全は地域で守るという意識を培い、市民相互の連携、市民と行政との連携を強めながら、安全・安心のまちづくりを目指します。

子どもを犯罪や暴力から守る

学校や地域で子どもが安全で安心して活動できるよう、学校・園施設の安全対策や安全管理体制を確立し強化していきます。「子ども110番の家」運動の推進や地域教育協議会を中心とした地域団体との連携を強化し、学校、家庭、地域社会の協働を一層進めます。

また、子ども自身が身を守るための知識を習得できるよう、犯罪防止教室、交通安全教室、救命講習を行い、年齢に応じた危険状況の識別や危機回避の知識・技術を実践的に身につけていきます。さらに、これらの安全に関する施策は、子どもだけでなく高齢者など市民全般に広がっていきます。

おわりに

本ビジョンでは、価値観の多様化した社会にあって、市民および行政がともに共有できる目標像を掲げてきました。

その底辺に流れるものは、国の画一的な基準を抛りどころとするのではなく、自らが掲げた共通の将来像のもと、市民・市民団体・企業・行政など、まちづくりに関わる主体が、それぞれの役割と責任を自覚し、主体的に関わりあいながら、ともに支えあい築き上げていく社会づくりです。

共通の将来像を実現していくためには、市民参画を基本にしつつ、産・官・学やNPOなどの多様な連携による推進体制を築いていく必要があります。市民一人ひとりが、生活の質を高めるため、まちづくりについて絶えず自立した地域社会の担い手として、ビジョンの実現に主体的に関わるとともに、行政は、ビジョンに基づく将来像の実現に向けた着実な取り組みを進めることにより、このビジョンはもとより、ビジョン提案に至るまでの市民参画の新しい試みを真に意義あるものにしていきます。

市民と行政がそれぞれの役割分担の中で積極的に活動し、ビジョンで描かれた将来像の実現を目指していきます。

付 録

用語解説

・パブリックコメント

行政機関などの意思決定過程で、素案を公開し寄せられた市民からの意見を考慮して決定する制度。

・NPO

公益的な活動を行う民間非営利組織または民間非営利団体。「Non - Profit Organization の略。」

・児童の権利に関する条約

1989年に国連で採択された子どもの人権を総括的に規定した条約。子どもを保護の対象としてだけでなく、市民的権利を享受し行使する主体として認め、子どもの意見表明の権利がうたわれているのが大きな特徴。

・ポケットパーク。

まちを行く人々へ優しい気くばりを感じさせ、まちの中で修景化された、人々の公開利用を伴う小空間や小広場。

・ビオトープ

動植物の生息空間や湿地、雑木林、池など固有の生物群集を保持する空間。広義には郊外から都市にかけての池、川、湿地、草原から森林に至るまでの大・中・小及び面・線・点の水と緑のネットワーク化までを考慮した概念。

・パークアンドライド

マイカーの都心流入を抑制し、交通渋滞の解消などを図るために、最寄りの駅まで自動車で行き駐車し、そこで電車またはバスなどの交通機関に乗り継ぐ交通方式。

・自転車シェアリング

自転車共同利用。駅前などに共同で利用できる自転車を配置することにより、自動車利用総量の減少などを通じて環境負荷低減の効果が期待できる。

・アートマネージメント

さまざまな芸術活動の企画・運営を経営的視点から管理すること。

・ノーマライゼーション

障害者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え。また、それに基づく運動や施策。

・バリアフリー

身体障害者や高齢者が生活を営む上で支障がないように、商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのように作られたもの。

・インフォームド・コンセント

医学的処置や治療に先立って、それを承諾し選択するのに必要な情報を医師から受ける権利。

・成年後見制度利用支援事業

痴呆性の高齢者や知的障害者など、判断能力が十分でない成人が後見人を必要とする場合に、その審判の申し立て手続きを市が支援する事業。

・地域福祉権利擁護事業

痴呆性の高齢者や知的障害者などに、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理などのサービスを社会福祉協議会が提供する事業。

・SOHO

小規模事務所や自宅を事務所とする在宅事業や勤務者。「Small Office, Home Officeの略。」

・エコショップ

環境に配慮し、省資源・省エネ・リサイクルに努めている店舗。

・エコマネー

地域社会や仲間うちの約束ごととして流通する通貨・チケットやその制度。

・ビジネスインキュベート施設

開業者やベンチャー企業の新事業の立ち上げをスペース提供や経営面などで支援する施設。

・デジタルデバイド

情報格差: パソコンやインターネットなどを使いこなせるか否かで生じる経済的・社会的格差。

・ハッカー / クラッカー

ネットワークに不正侵入し、情報を盗んだり破壊したりする者。

・ワンストップ化

「一カ所または一回」で各種の行政サービスを提供したり、手続きを終えたりできること。

吹 田 2 1 世 紀 ビ ジ ョ ン

平成 15 年 (2003 年) 1 1 月

編集・発行；吹田市企画部政策推進室

〒564 - 8550 吹田市泉町1丁目3番40号

TEL：06 - 6384 - 1231

FAX：06 - 6368 - 7343

e-mail：kikakubu@city.suita.osaka.jp

本ビジョンの策定に至る過程の中でいただきました「吹田21世紀ビジョン市民100人委員会報告書」及び「吹田21世紀ビジョン策定委員会報告書」をご希望される方は、企画部政策推進室までお問い合わせください。